通所介護重要事項説明書

[令和6年7月1日現在]

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの 提供に努めます。

- 2 施設経営法人
- (1)法 人 名 社会福祉法人ゆうゆう会
- (2) 法人所在地 埼玉県川口市坂下町4-16-3
- (3) 電話番号 048-286-3000 FAX 048-286-3550
- (4)代表者 理事長東真樹
- (5) 設立年月日 平成6年6月13日
- 3 デイホームたんぽぽ の概要
- (1)提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス
- (2) 事業所の名称及び所在地等

事業所名称	特別養護老人ホームひかり苑 デイホームたんぽぽ
所在地	川口市坂下町 4 - 1 6 - 3
電話番号	0 4 8 - 2 8 6 - 3 0 0 4
介護保険指定番号	通所介護 (1172000059)
サービスを提供する 対象地域	川口市
営業日及び営業時間	月~土 (祝日営業)8時30分~17時30分

(3) 事業所の従業員体制

	業務内容	計	
管理者	業務の一元的な管理	1名	
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上	
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上	
看護師又は准看護師	医療、健康管理業務等	1名以上	
介護職員	介護業務	3名以上	

(4)設備の概要

定員 月~金	1日25名	静養室	1 室
土	1日15名	相談室	1 室
食堂	1室	機能訓練室	1 室
浴室	一般浴・特殊浴	送迎車	3 台

(5) サービス時間

月~土	8 時 30分 ~ 16 時 30分
定休日	5月3日~5月5日・12月30日~1月3日

※ 緊急連絡先 048-286-3000

4 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

5 料金

(1) 利用料金 (通所介護利用単位数と加算単位を合算し、円換算した金額の1割又は 2割・3割が利用者負担金です)

① 通所介護利用料(1日あたり)

※地域区分別1単位の単価(5級地)10.45円

				· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1111 - 1
	単位数	利用料金	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
	单位数	利用科亚	(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
要介護 1	584単位	6102円	611円	1221円	1831円
要介護 2	689単位	7200円	720円	1440円	2160円
要介護3	796単位	8318円	832円	1664円	2496円
要介護 4	901単位	9415円	942円	1883円	2825円
要介護 5	1008単位	10533円	1054円	2107円	3160円

- ② 入浴介助加算(I) 入浴1回あたり40単位、418円。ただし、利用者負担金は1割の場合42円、2割の場合84円、3割の場合126円です。
- ③ 個別機能訓練加算(I)イ 1日あたり56単位、585円。ただし、利用者負担金は1割の場合59円、2割の場合117円、3割の場合176円です。
- ④ 個別機能訓練加算(I)ロ 1日あたり76単位、794円。ただし、利用者負担金は1割の場合80円、2割の場合159円、3割の場合239円です。
- ⑤ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月あたり20単位、209円。ただし、利用者負担金は1割の場合21円、2割の場合42円、3割の場合63円です。
- ⑥サービス提供体制強化加算(I) 1日あたり22単位、229円。ただし、利用者負担金は 1割の場合23円、2割の場合46円、3割の場合69円です。
- ⑦介護職員処遇改善加算(I) 利用単位と加算単位の合計単位に対して5.9%加算されます。
- ⑧介護職員等特定処遇改善加算(I) 現行の介護職員処遇改善加算(I)に1.2%上乗せになります。
- ⑨介護職員等ベースアップ等支援加算 利用単位と加算単位の合計単位に対して1.1%加算されます。(⑦~⑨各処遇加算及び支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。)
- ⑩業務継続計画未実施減算 感染症や非常災害の発生時において業務継続計画を策定していない又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合、所定単位の1%減算する。
- ⑪高齢者虐待防止未実施減算 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位の1%減算する。
- ※ 介護職員等処遇改善加算への一本化 (9.2%/月)
 - 令和6年6月1日より、⑦介護職員処遇改善加算(I)⑧介護職員等特定処遇改善加算(I) ⑨介護職員等ベースアップ等支援加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。 このため、令和6年6月1日より、「介護職員等処遇改善加算(I)」として、基本サービス 費に各種加算減算を加えた総単位数とした所定単位数に9.2%を乗じた単位数を算定させ ます。
- ⑫昼食代 1食あたり利用者負担金は 650円です。
- ③保険外サービス 洗濯サービス 1ネット 200円 (専用ネットをご用意します) おつかいサービス 1回 100円 (1回に付き5品まで)
- ⑭その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前日17時以降の場合	650円(食費)

(3)健康上の理由による中止

- ・風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ・利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

振替利用について

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。 ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約が完了し、初回利用日をサービス利用開始日とさせていただきます。

- (2) サービス利用契約の終了
- ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合 サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。
- ②当施設の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がご ざいます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と 認定された場合……非該当となった日
- ・利用者が死亡した場合……死亡日の翌日
- 4) その他
- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者 ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した 場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが できます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。
- (3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。 お支払いいただきますと、領収証を発行します。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

持ち込まれた食物等の管理や衛生面、及びこれに関する事故(食中毒等)につきましては、 責任を負いかねますのでご了承ください。

(5)禁止行為

利用者・家族による以下のような行為。

職員及び他利用者に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。 パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他あらゆるハラスメントにより職員 及び他利用者の環境を害するような行為。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回以上、利用者及び従業者等の訓練を行います。

- 8 認知症への対応力向上に向けた取り組み
 - 全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格に有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、 救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

10 事故発生時の対応方法

- ・利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者 の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び その家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

14 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護【指定予防通所事業】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無無無

16 相談、要望、苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

☆サービス相談窓口☆

- ① 苦情受付担当者:たんぽぽ 管理者 福島将之 โL048-286-3004
- ② 苦情解決責任者 ひかり苑 施設長 高橋経政 私048-286-3000
- ③ 川口市介護保険課事業者係

Tel 0 4 8 - 2 5 9 - 7 2 9 3

- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課
- Tel 0 4 8 8 2 4 2 5 6 8

⑤ 第三者委員

17 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、 速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・名称 医療法人あかつき会 はとがや病院
- 住所 埼玉県川口市坂下町4-16-26